



CCSBT-EC/1910/17

## Activities with Other Organisations その他の機関との活動

### Purpose 目的

To receive reports from meetings of other RFMOs, agree on the CCSBT observers to attend meetings of other RFMOs during 2020 and to consider any other relevant activities with other organisations.

他の RFMO の会合に関する報告を受けるとともに、2020 年に他の RFMO 会合に参加する CCSBT オブザーバーについて合意し、及び他の機関とのその他の関連活動について検討する。

### (1) CCSBT Observers at non-CCSBT meetings CCSBT 以外の会合における CCSBT オブザーバー

CCSBT Members act as the CCSBT observer at RFMO meetings of interest (e.g. tuna RFMOs and CCAMLR<sup>1</sup>), and the observing Member provides a report back to the CCSBT on matters of relevance in order to improve coordination with other RFMO's. The following Members were nominated at CCSBT 25 to observe the next series of RFMO's annual meetings:

CCSBT のメンバーは、他の RFMO との協力関係を改善するため、関連する RFMO (例えばまぐろ類 RFMO 及び CCAMLR<sup>Error! Bookmark not defined.</sup>) の会合における CCSBT オブザーバーとなり、オブザーバーとなったメンバーは CCSBT に関連する事項についての報告を行っている。CCSBT 25 において、以下のメンバーが一連の RFMO の年次会合のオブザーバーとして指名された。

- Korea to observe meetings of WCPFC<sup>2</sup>;  
韓国は、WCPFC<sup>Error! Bookmark not defined.</sup> 会合のオブザーバーとなる。
- Australia to observe meetings of CCAMLR;  
オーストラリアは、CCAMLR 会合のオブザーバーとなる。
- Indonesia to observe meetings of IOTC<sup>3</sup>;  
インドネシアは、IOTC<sup>Error! Bookmark not defined.</sup> 会合のオブザーバーとなる。
- Japan to observe meetings of ICCAT<sup>4</sup>; and  
日本は、ICCAT<sup>Error! Bookmark not defined.</sup> 会合のオブザーバーとなる。
- Taiwan to observe meetings of IATTC<sup>5</sup>.  
台湾は、IATTC<sup>Error! Bookmark not defined.</sup> 会合のオブザーバーとなる。

<sup>1</sup> Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources. 南極の海洋生物資源の保存に関する委員会

<sup>2</sup> Western and Central Pacific Fisheries Commission. 中西部太平洋まぐろ類委員会

<sup>3</sup> Indian Ocean Tuna Commission. インド洋まぐろ類委員会

<sup>4</sup> International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas. 大西洋まぐろ類保存国際委員会

<sup>5</sup> Inter-American Tropical Tuna Commission. 全米熱帯まぐろ委員会

These CCSBT observers may have matters of relevance to report back to the CCSBT.  
これらの CCSBT オブザーバーは、CCSBT に対して関連事項を報告することができる。

The EC should confirm which Members will act as CCSBT observers to the next series of RFMO annual meetings.

EC は、どのメンバーが今後の一連の RFMO 年次会合の CCSBT オブザーバーとなるかについて確認する必要がある。

## **(2) Arrangement between CCSBT and CCAMLRL** **CCSBT と CCAMLRL との間の協定**

At CCSBT 25, the Extended Commission agreed to renew the arrangement between the CCSBT and CCAMLRL. CCAMLRL subsequently also agreed to renew the arrangement, which was signed on 14 January 2019. The signed arrangement is provided at **Attachment A**.

拡大委員会は、CCSBT 25 において、CCSBT と CCAMLRL の間の協定を更新することに合意した。その後、CCAMLRL においても同協定の更新が合意され、2019 年 1 月 14 日に署名された。署名された協定は別紙 A のとおりである。

The CCSBT and CCAMLRL Secretariats had planned to develop an implementation plan for the renewed arrangement to facilitate enhanced cooperation. However, the plan is not a priority and has not been progressed. Nevertheless, regular communication and cooperation continues between the CCSBT and CCAMLRL Secretariats.

CCSBT 及び CCAMLRL 事務局は、さらなる協力を促進するため、更新された協定の実施計画を策定することを予定していたところである。しかしながら、同計画策定の優先度は高くなく、まだ進捗されていない。そうではあるものの、CCSBT と CCAMLRL 事務局との間で定期的な連絡及び協力を継続していくこととしている。

みなみまぐろ保存委員会と  
南極の海洋生物資源の保存に関する委員会  
との間の取決め

みなみまぐろ保存委員会（以下「CCSBT」という。）及び南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（以下「CCAMLR」という。）は、

みなみまぐろの保存のための条約（以下「CSBT条約」という。）の目的は、みなみまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保することにあることに留意し、

さらに、南極の海洋生物資源の保存に関する条約（以下「CAML条約」という。）の目的は、その合理的な利用を含め、南極の海洋生物資源を保存することにあることに留意し、

CSBT条約第12条は、CCSBTに対して、この条約の目的の達成を促進するため、特に、科学的情報を含む入手可能な最善の情報を取得することにつき、関連する目的を有する他の政府間機関と協力し、また、これら政府間機関の業務との重複を避けるよう努めることを要請していることを認め、

CAML条約の前文は、CCAMLRが南極の海洋生物の保存を確保するために必要な措置及び科学的研究を勧告し、促進し、決定し及び調整するための適当な機構を設立することが望ましいことを認識していることを考慮し、

CAML条約の規定は、対象種と同一の生態系に属する非対象種、密接な関係のある種又は依存種の保存を取り上げていることに留意し、

さらに、2008年のみなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するためのCCSBT勧告の前文において、CCSBTが、みなみまぐろを対象とする漁業に起因する生態学的関連種に対する偶発的な危害を緩和することを決意していることを明記していることに留意し、

両機関の活動の重複及び不一致を避けるべく、両機関の権限下にある及び/又は相互に関心のある資源及び種の保存及び合理的な利用を促進するための取決め及び手続きを導入することを希望し、

よって、CCSBT及びCCAMLRは、次のとおり取決めを記録する。

## 1. 本取決めの目的

この取決めの目的は、CCSBTとCCAMLR（「両委員会」）が関心を有する資源及び種の保存及び合理的な利用を強化する観点から、必要に応じて、両委員会間の協力を促進することにある。

## 2. 協力分野

両委員会は、両機関の共通の関心事項についての協議及び協力を開始し、継続する。特に、両委員会は次のことを実施する。

- (i) 各委員会の情報共有方針に従って、相互に関心のある事項に関して、会合報告書、情報、文書及び出版物を交換する。
- (ii) 各委員会の情報共有方針に従って、それぞれの委員会の活動及び目的を支援するためのデータ及び科学的情報を交換する。交換する情報には次のものが含まれるが、これらに限定されない。
  - (a) 両委員会の保存措置に基づき漁獲を許可された船舶
  - (b) 違法・無報告・無規制（IUU）漁船
  - (c) 漁獲、混獲及び船舶に関する情報及び/又はデータ<sup>1</sup>
  - (d) みなみまぐろの全世界の資源評価を網羅する CCSBT から CCAMLR への年次報告書、並びに最新の海洋、漁法、漁業国ごとのみなみまぐろ漁獲データ
  - (e) CCAMLR 条約水域において操業を行う漁船による（旗国及び漁法別の）みなみまぐろ漁獲について詳述した CCAMLR から CCSBT への年次報告書
- (iii) 相互に関心及び懸念のある分野、特に非対象種、密接な関係のある種及び依存種（生態学的関連種）の混獲に関する手法の調和について協力する。
- (iv) 適当な場合には、相互に関心のある種に関する分析及び調査作業について協力する。
- (v) お互いの保存管理措置に対する理解及び協力のための手法を検討する。
- (vi) 各委員会の手続規則に従い、それぞれの委員会の代表者に対して永続的なオブザーバーの地位を相互に付与する。
- (vii) 情報管理、遵守状況の評価、CDS、ウェブサイトの作成、データのモデリング及び基盤、データベース開発、データ交換プロトコル及び事務局運営上の課題といった共通の関心分野に関する事務局間の協力を奨励する。

---

<sup>1</sup> 現時点において公表されている CCSBT の混獲データは CCSBT への報告書に記載された情報に限定されていること、CCSBT のメンバー間で交換された混獲データに関する機密性に区分により、当該データはデータを提供したメンバーによる明確な承認及び署名した機密保持契約がない限り公表されないこと、及び個々の船舶に関連する漁獲データは機密データとして区分されていることに留意。

### 3. 協議プロセス

協力関係の効果的な発展、実施及び強化を加速させるため、両委員会は、両事務局間において、電話、電子メール及びこれらに類似した連絡手段を含む協議プロセスを設置することができる。かかる協議プロセスは、両委員会の事務局が出席する会合の合間において、適切な事務局職員によって実施することもできる。

### 4. 改正

この取決めは、両委員会相互の書面による同意によって、いつでも改正することができる。

### 5. 法的地位

この取決めは、法的拘束力のある権利又は義務を与えるものではない。

この取決めは、両機関の保存管理措置を遵守に関する両機関のメンバーの義務を変更するものではない。

### 6. その他

- (i) この取決めは、署名の日から開始する。
- (ii) いずれか一方の委員会が、他方の委員会に対して、6か月前までに書面による通告を行うことでこの取決めを終了させることができる。
- (iii) この取決めは、3年間継続して運用する。この期間において、両委員会は、この取決めの実施をレビューし、更新するかどうかについて決定する。

### 7. 署名

署名場所 ..... 年月日 .....

.....  
CCSBT 議長

.....  
CCAMLR 議長